

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。		(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。	
種類	適用範囲	種類	適用範囲
略		略	
医療職給料表(1) (別表第2)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。） <u>、局長（医療局長及び医療技術局長に限る。）</u> 、センター長（中央手術センター長及び周産期母子センター長に限る。） <u>、</u> 副局長（医療局の副局長に限る。） <u>、</u> 部長（医療局の部長に限る。） <u>、</u> 医長、副医長、室長（ <u>血液浄化室長、新生児集中治療室長、内視鏡室長、</u> 画像診断室長及び放射線治療室長に限る。） <u>、</u> 医師及び歯科医師	医療職給料表(1) (別表第2)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。） <u>、</u> 局長（医療局長に限る。） <u>、</u> センター長（中央手術センター長に限る。） <u>、</u> 副局長（医療局の副局長に限る。） <u>、</u> 部長（医療局の部長に限る。） <u>、</u> 医長、副医長、室長（ <u>新生児集中治療室長、画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）</u> 、医師及び歯科医師
医療職給料表(2)	副局長（医療技術局の副局長に限る。） <u>、</u> 部長（薬剤部長に限る。） <u>、</u> 室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。） <u>、</u> 副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。） <u>、</u> 副主幹（医療技術局の副主幹に限る。） <u>、</u> 臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、 <u>歯科衛生主任、診療放</u>	医療職給料表(2)	局長（ <u>医療技術局長に限る。）</u> 、副局長（医療技術局の副局長に限る。） <u>、</u> 部長（薬剤部長に限る。） <u>、</u> 室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。） <u>、</u> 副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。） <u>、</u> 副主幹（医療技術局の副主幹に限る。） <u>、</u> 臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、 <u>視能訓練主任、臨床工学主</u>

	射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師
医療職給料表(3)	副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、 <u>センター長（地域連携センター長に限る。）、副センター長、副室長（医療安全対策室及び医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師</u>
略	
現業職給料表(別表第3)	運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長（中央滅菌材料室の副室長に限る。）、 <u>現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</u>

2～4 略

(給与からの控除)

第25条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13各号及び次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1)～(3) 略

(4) 鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程(平成24年鳥取県病院局管理規程第4号)に定める保育料

(5) 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
2級	医長又は副医長の職務

	任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師
医療職給料表(3)	副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、副センター長、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師
略	
現業職給料表(別表第3)	運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長（中央滅菌材料室の副室長に限る。）、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手

2～4 略

(給与からの控除)

第25条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13各号及び次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1)～(3) 略

(4) 鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程(平成21年鳥取県病院局管理規程第1号)に定める保育料

(5) 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
2級	医長、副医長又は室長（新生児集中治療室長に限る。）の職務

3級	副院長、局長、センター長、副局長、部長、室長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務
4級	院長又は困難な業務を処理する副院長、局長若しくはセンター長（中央手術センター長に限る。）の職務

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、部長又は室長の職務

ウ 略

別表第6（第3条、第4条関係）

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長又は現業主事の職務

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
局長 課長（局総務課の課長に限る。） 部長（薬剤部長に限る。） 副局長（医療局の副局長を除く。） センター長（中央手術センター長又は地域連携センター長に限る。） 副室長（医療安全対策室及び医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
略	

別表第9（第14条関係）

職種	額
略	
センター長（周産期母子センター長に限る。）、副局長、部長及び室長	月額 37,000円
医長又は副医長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの	月額 29,000円

3級	副院長、局長、センター長、副局長、部長、室長（画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長（新生児集中治療室長に限る。）の職務
4級	院長又は困難な業務を処理する副院長、局長若しくはセンター長の職務

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、部長又は室長の職務
7級	局長の職務

ウ 略

別表第6（第3条、第4条関係）

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長又は副室長の職務

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
局長 課長（局総務課の課長に限る。） 部長（薬剤部長に限る。） 副局長（医療局の副局長を除く。） センター長（中央手術センター長又は地域連携センター長に限る。） 副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
略	

別表第9（第14条関係）

職種	額
略	
副局長、部長及び室長（画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）	月額 37,000円
医長、副医長、室長（新生児集中治療室長に限る。）及び副室長のうち医療職給料表(1)の3級の職	月額 29,000円

医長又は副医長のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの	月額 24,000円	務にあるもの 医長、副医長、室長（新生児集中治療室長に限る。）及び副室長のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの	月額 24,000円
略		略	

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。